

一宮町農業関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 12 月 23 日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第 42 号

一宮町農業関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

一宮町農業関係団体補助金等交付要綱（平成 2 年一宮町要綱第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「範囲内において」の次に「一宮町補助金等交付規則（平成 7 年一宮町規則第 12 号。）」を加える。

第 13 条第 2 項中「交付請求書」を「補助金交付（概算払）請求書（別記第 6 様式）」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条中「補助金交付請求書（別記第 4 号様式）」を「補助金交付（概算払）請求書（別記第 6 号様式）」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条第 1 項中「補助事業実績報告書（別記第 3 号様式）」を「事業補助金実績報告書（別記第 5 号様式）」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条中「補助金等の交付の申請をした者」を「補助事業者等」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条ただし書中「3」を「4」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「付」を「附」に、「その内容を補助金等の交付申請をした者」を「その条

件を補助金交付決定通知（別記第3号様式）により、「補助事業者等」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（補助金等の交付申請）

第5条 補助金等の交付申請をしようとするときは、町長が定める期日までに補助金要望書（別記第1号様式）又は補助金交付申請書（別記第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 町税及び使用料等の滞納がある者

別記第1号様式から第5号様式までを別紙のように改める。

別記第5号様式の次に別記第6号様式を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する

一宮町農業関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する告示

第1条中「範囲内において」の次に「一宮町補助金等交付規則（平成7年一宮町規則第12号。）」を加える。

第13条第2項中「交付請求書」を「補助金交付（概算払）請求書（別記第6様式）」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「補助金交付請求書（別記第4号様式）」を「補助金交付（概算払）請求書（別記第6号様式）」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1項中「補助事業実績報告書（別記第3号様式）」を「事業補助金実績報告書（別記第5号様式）」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「補助金等の交付の申請をした者」を「補助事業者等」に改め、同条を第10条とする。

第8条ただし書中「3」を「4」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「付」を「附」に、「その内容を補助金等の交付申請をした者」を「その条件を補助金交付決定通知（別記第3号様式）により、補助事業者等」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（補助金等の交付申請）

第5条 補助金等の交付申請をしようとするときは、町長が定める期日までに補助金要望書（別記第1号様式）又は補助金交付申請書（別記第2号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の

履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 町税及び使用料等の滞納がある者

別記第1号様式から第5号様式までを別紙のように改める。

別記第5号様式の次に別記第6号様式を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する

別 記

第1号様式（第4条）

年 月 日

一宮町長 様

団 体 名

代 表 者 名

印

年度補助金要望書

年度について 事業を実施したいので、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱
第4条の規定により、下記のとおり要望します。

記

1 事業費 円

2 補助要望額 円

他に補助金がある場合は、補助事業名、金額を記入

(1)

(2)

3 当該補助を要望の理由

4 添付資料（見積書・直近の決算書等）

別紙1

年度 予算書

1 歳入

区分	節	金額	前年度予算	説明

2 歳出

区分	節	金額	前年度予算	説明

事業計画書

月	説明

年 月 日

様

一宮町長

年度 事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 事業補助金については、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付を決定する。

記

1 交付決定額 円

- (1) 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(町長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業等の完了により当該事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては当該補助金等の交付目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全額又は一部に相当する金額を町に納付すること。

第4号様式（第9条）

年度 事業交付決定前着工届

年 月 日

一宮町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度 事業について、下記条件を了承の上、一宮町農業関係
団体補助金等交付要綱第9条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体（助成対象者）が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない事。
- 3 当該事業については、着工から交付決定まで受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

第5号様式（第11条）

年度 事業補助金実績報告書

年 月 日

一宮町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 事業を
下記のとおり実施したので、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱第11条の規
定により報告します。

記

1 事業実績額 円

2 補助額 円

3 添付資料（契約書・決算書・実績面積等）

第6号様式（第13条、第14条）

年度 事業補助金交付（概算払）請求書

年 月 日

一宮町長 様

住 所
氏 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）のあつた 事業を、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱第13条（第14条）の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

振込先

(ふりがな) 口座名義人	金融機関	本・支店等	種別	口座番号
()		本 店 本 所 支 店 支 所	当座 普通	

(注1：ご本人名義でお願いします。)

(注2：口座名義人の「ふりがな」は必ずご記入下さい。)

(注3：「本・支店等」「種別」は○で囲んで下さい。